

改正個人情報保護法の施行に向けた周知広報物の公表について

令和4年3月8日

個人情報保護法が改正され、令和4年4月1日から個人情報の取扱いに当たって新たなルールが適用されるようになります。

個人情報保護委員会はこれまでも、民間事業者等の関係者の方々が適切に改正法に対応できるよう、政令、規則、ガイドライン、Q&A等を順次整備し、公表してきましたが、今般、個人情報保護委員会ウェブサイトにおいて、改正個人情報保護法の特集ページを開設し、民間事業者向けに個人情報保護法の改正点等をより分かりやすくまとめた資料を掲載しましたのでお知らせします。

改正個人情報保護法 特集（個人情報保護委員会ウェブサイト）

https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihou_feature/

【関連記事】

- (1) ≪ジャーナリスト 福島敦子氏 × 個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子 特別対談≫
個人情報保護法令和2年改正についてきく
利活用の促進と個人情報の適切な取扱いのために（3月8日公表）

【関連資料】

- (2) 令和4年4月1日 改正個人情報保護法対応チェックポイント（2月18日公表）
- (3) 漏えい等報告・本人通知の義務化について（資料、動画）（3月8日公表）
- (4) マンガで学ぶ 個人情報保護法（マンガ、動画）（2月8日公表）
- (5) 令和2年改正個人情報保護法 概要リーフレット（3月2日公表）
- (6) 民間事業者向け 個人情報保護法ハンドブック（3月2日公表）
- (7) 中小企業向け はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～（3月2日公表）

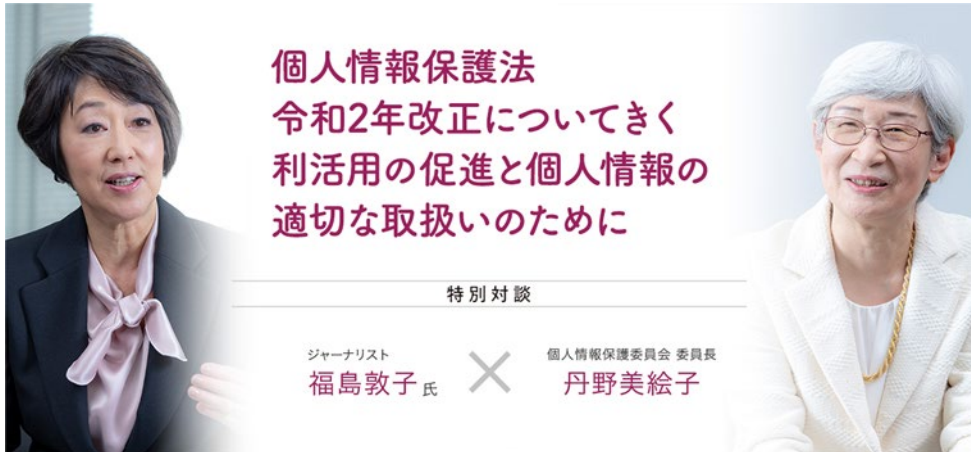
【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課広報室
担当 松浦・林
電話：03-6457-9609（直通）

(参考資料)

(1) ≪ジャーナリスト 福島敦子氏 × 個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子 特別対談≫
個人情報保護法令和2年改正についてきく
利活用の促進と個人情報の適切な取扱いのために

https://www.ppc.go.jp/news/conversation/kaiseihou_2203/



3月8日発売の日本経済新聞紙面に掲載された、ジャーナリストの福島敦子氏と、個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子の特別対談記事です。
※新聞社へのお問合せはお控えください。

(2) 令和4年4月1日 改正個人情報保護法対応チェックポイント

https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihogohou_checkpoint/

令和4年4月1日 改正個人情報保護法対応 チェックポイント

まずはここから!

万が一に備え
漏えい等報告・
本人通知の手順
を整備しましょう

まずはここから!

個人データを
外国の第三者へ
提供しているか
確認しましょう

まずはここから!

安全管理措置
を公表する等
本人の知り得る状態
に置きましょう

保有個人データを
棚卸し、開示請求等
に備えましょう

個人情報
を不適正に利用
していないか
確認しましょう

個人関連情報の
利用状況や提供先を
確認しましょう

改正内容を確認し、プライバシーポリシーの改訂等が必要な場合は対応しましょう

まずはここからご確認ください

- 01** 個人の権利利益を害するおそれ大きい、漏えい等の事態が発生した場合等に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。
- 02** 外国にある第三者への個人データの提供等に、提供先の第三者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等が求められます。
- 03** どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、原則として、安全管理のために講じた措置の公表等が義務化されます。外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。
- 04** 6ヶ月以内に消去するデータについて、開示請求の対象となります。また、個人データを提供・受領した際の記録も開示請求の対象となります。開示方法については、本人が指示できるようになります。このほか、本人による保有個人データの利用停止・消去等の個人の請求権が拡充されました。
- 05** 違法な行為を営むことが疑われる事業者に、違法又は不当な行為を助長するおそれが見込まれるにもかかわらず、個人情報を提供すること等、不適正な方法により個人情報を利用することが疑われることが顕微化されます。
- 06** 個人関連情報の第三者提供の制限等として、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなること等が想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられます。
個人関連情報には、端末識別子を通じて収集されたサイト閲覧履歴や、商品購買履歴、位置情報等が該当します（なお、これらの例でも、個人情報に該当する（特定の個人を識別できる）ものは、個人関連情報にはあたりません。）。

特に中小企業向けに、令和4年4月1日に施行される改正個人情報保護法の中で、すぐに取り組むべき重点ポイントをまとめた資料です。

(3) 漏えい等報告・本人通知の義務化について (資料、動画)

https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihou_feature/roueitouhoukoku_gimuka/

漏えい等報告が義務化されます!!
本人への通知

※ 令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し、**個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となります。**

《個人の権利利益を害するおそれがあるときに該当する事態》

1. 要配慮個人情報が含まれる事態
2. 財産的被害が生じるおそれがある事態
3. 不正の目的をもって行われた漏えい等が発生した事態
4. 1,000人を超える漏えい等が発生した事態

速やか(概ね3～5日以内)に**個人情報保護委員会への報告**を行きましょう。
漏えい等報告については個人情報保護委員会のホームページにて受け付けています。

《本人へ通知する際には…》

当該事態の状況に応じて**速やかに**、概要、個人データの項目、原因などの**内容**を本人にとって**分かりやすい方法**で行いましょう。

(通知の方法の例)

- 本人への通知が困難な場合は、次のような**代替手段**を講ずることも可能
- 文書の郵送
- 電子メールの送信
- ホームページ等の公表
- 問合せ窓口の設置
- 問合せ先

PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

研修用動画のご案内
個人データの漏えい等事案と発生時の対応について

～個人データの漏えい等事案の報告義務化を受けて～

「漏えい等」って何を指すのかわからない…
漏えい等事案が発生した際、何をしたらいいのかわからない…
社員研修に活用できる教材はないかな…

その悩み、個人情報保護委員会が解決します!!

速やか(概ね3～5日以内)に**個人情報保護委員会への報告**を行きましょう。
漏えい等報告については個人情報保護委員会のホームページにて受け付けています。

研修に活用できるボリューム(約28分)となっています!!

問合せ先
個人情報保護委員会事務局 研修担当
(電話) 03-6457-9680

PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

法改正により、漏えい等が発生した場合、個人の権利利益を害するおそれの大きい事態については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されました。漏えい等報告及び本人通知に関する具体的な対応等をまとめた資料です。

(4) マンガで学ぶ 個人情報保護法 (マンガ、動画)

https://www.ppc.go.jp/news/anime_personalinfo/top/

【マンガ】

お客様からのお問合せを受け、登録情報や利用状況を確認することが中心です

普段はどういった業務をしているんですか

それでは説明しますね

以前は利用停止や消去等の請求ができるのは一部の個人情報保護法違反の場合に限られていた

目的外利用
不正取得
第三者提供義務違反

利用停止して!

消去して!

第三者提供やめて!

本人

【クイズ】

クイズ 7
利用停止・消去等の請求が可能なのは?

A 送信停止を依頼したのにダイレクトメールが繰り返し届くため、個人データの利用停止を請求

B 従業員紹介用に撮影した写真が、退職後もホームページなどに掲載されているので削除してほしいと請求

C 規約違反で強制退会された事により再登録ができないため、強制退会情報の削除を請求

【動画】

お客様からのお問合せを受け、登録情報や利用状況を確認することが中心です

普段はどういった業務をしているんですか?

架空の会社「コジョホールディングス」を舞台に、様々な部署での個人情報の取扱いをテーマにしたマンガ(全12話)です。各話の最後には確認用のクイズがあります。7話から12話までは、改正個人情報保護法の主な題材をテーマにした話です。また、マンガを基にしたアニメーション動画も掲載しています。

(5) 令和2年改正個人情報保護法 概要リーフレット

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/revised_APPI_leaflet2022.pdf

令和2年に改正された個人情報保護法の主な改正点をまとめた資料です（全4ページ）。

(6) 民間事業者向け 個人情報保護法ハンドブック

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_for_company2022.pdf

3-3 個人データの第三者提供

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません(法27条1項)。ただし、以下のような場合は例外的に、第三者提供の本人の同意が不要になります。

- 法令に基づく場合(例:警察、裁判所、税務署等からの照会)
- 人の生命・身体・財産の保護に必要でかつ本人の同意取得が困難(例:災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供)
- 公衆衛生・児童の健全育成に必要でかつ本人の同意取得が困難(例:児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有)
- 国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して、協力が必要でかつ本人の同意取得により、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- 学術研究目的での提供、利用
- オプトアウト **#16「オプトアウト」をCHECK!**
- 委託、事業承継、共同利用

また、第三者に個人データを提供した場合、第三者から個人データの提供を受けた場合は、一定事項を確認・記録する必要があります(法29条、30条)。

改正POINT

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなるものが想定される情報については、個人関連情報の第三者提供の制限等として、個人情報保護法第31条の規定により、本人同意が得られていること等の確認が必要となりました。

(例:Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴など)

#23「個人関連情報」をCHECK!

MEMO

- 確認・記録事項は、以下のとおりです。記録の保存期間は原則3年です。
- 提供した場合**
- 「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか
- 提供を受けた場合**
- 「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたかに加えて「相手方の取得経緯」について
- ただし、一般的なビジネスの実態に配慮して、例外規定があります。
- 本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OKです。
- 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOKです。
- また、以下の場合には記録義務はかかりません。
- 本人による提供と整理できる場合(例: SNSでの個人の投稿)
- 本人に代わって提供していると整理できる場合(例: 銀行振込)
- 本人側への提供と整理できる場合(例: 同居している家族への提供)
- 「個人データ」に該当しないと整理できる場合(例: 名刺1枚のコピー)

等

改正POINT

個人データの第三者提供記録についても、本人が開示請求できるようになりました。

民間事業者の個人情報の取扱いについての基本的なルールを解説した「個人情報保護法ハンドブック」について、法改正を反映し、刷新した資料です（全28ページ）。

(7) 中小企業向け はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/simple_lesson_2022.pdf

03 ④ 保管・管理に関するルール

安全管理措置

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針や個人データの取扱規定を策定することが重要です。また、その他、具体的な講ずべき措置等は、以下のものがあります。

中小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント

講じなければならない措置	手法例	ヒント
1 基本方針の策定	● 「事業者の名称」、「取扱法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「取扱いが実施される目的」等の項目を策定	策定していただくことで従業員教育等に役立ちます。
2 個人データの取扱いに係る規律の整備	● 個人データの取得・利用・保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。	既製の業務マニュアル、チェックリスト、フローチャート等に個人情報の取扱いの項目も入れるのも一案。
3 組織的安全管理措置		
(1) 組織体制の整備	● 個人データを取り扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場とその他の者を区分する。	個人データの取扱いを担当者任せにせず、責任者がチェックすることで不適切な取扱いも防ぐことができます。
(2) 個人データの取扱いに係る規律に関する運用	● あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って、個人データを取り扱っていることも、責任ある立場の者が確認する。	業務日報やチェックリスト等を活用し、確認を。
(3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備		
(4) 漏えい等の事実に対応する体制の整備	● 漏えい等の事実の発生時に個人、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等もあらかじめ整備する。	「はう・れん・そう」の中で、個人情報の漏えい等事実を。
(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の改善	● 責任ある立場の者が、個人データの取扱状況について、定期的に点検を行う。	(1)～(4)のプロセスで気づいたリスクがあれば、改善を。
4 人的安全管理措置		
従業員の教育	● 個人データの取扱いに関する取扱事項について、従業員に定期的な研修等を行う。個人データについての研修資料に関する事項を就業規則等に盛り込む。	集合研修に限らず、研修等の機会定期的に実施を検討を。

講じなければならない措置	手法例	ヒント
5 物理的安全管理措置		
(1) 個人データを取り扱う区域の管理	● 個人データを取り扱うことのできる従業員が、本人又は当該従業員が個人データを閲覧等できないよう取囲みを講ずる。	誰でも見られる場所に設置しない。
(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止	● 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記録された記憶装置を、設定できるキャビネット・金庫等に保管する。 ● 個人データを取り扱う情報システムが機密のみに運用されている場合は、当該機器をセキュリティソフトウェア等により設定する。	書類や電子媒体をきちんと管理。
(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	● 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記録された記憶装置を持ち運ぶ場合、パスワードの設定・封印に個人印を入れて漏えいも、紛失・盗難等も防ぐための安全な方法を講ずる。	電子媒体にはパスワードも、蓋も施す等にも注意を。
(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	● 個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄したときも、責任ある立場の者が確認する。	書類であれば、焼却、シュレッダー処理を、機器・電子媒体等であれば、データ削除ソフトウェアの利用や物理的な破壊等を。
6 技術的安全管理措置		
(1) アクセス制御	● 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確にし、個人データへの不正なアクセスを防止する。	必要のない者の個人情報へのアクセスを制限するため、個人情報を含むファイルにパスワードを。
(2) アクセス者の識別と認証	● 機器に標準設置されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により、個人データを取り扱う機器にセキュリティ対策ソフトウェアを導入し、自動更新機能の活用により、これを最新状態とする。	
(3) 外部からの不正アクセス等の防止	● 個人データを取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。 ● 個人データを取り扱う機器にセキュリティ対策ソフトウェアを導入し、自動更新機能の活用により、これを最新状態とする。	セキュリティ対策ソフトウェアを最新の状態に。
(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	● メール等により個人データが送られるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。	それ以外に適切な方法で送るので、メール送信時はパスワードを。
7 外的環境の把握	● 外部において、個人データを取り扱う場合、当該外部における個人情報の取扱いに関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施。	個人情報保護委員会にて公表した「外部における個人情報の取扱いに関する取等の調査・調査・調査」。

公表事項の追加

- 安全管理のために講じた措置等を公表することが必要です。
- 安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、ホームページ等で本人が知り得る状態に置く(本人の求めに応じ遅滞なく回答する場合を含む)ことが必要です。

特に中小企業向けにポイントを当てて個人情報保護法のルールを解説した「中小企業向け はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～」について、法改正を反映し、刷新した資料です(全14ページ)。

以上